

# 公益社団法人 青森県医師会国民保護業務計画

平成19年12月 作成

平成24年11月 変更

## 公益社団法人 青森県医師会国民保護業務計画

### (目的)

第1条 本計画は、公益社団法人青森県医師会（以下「本会」という。）が「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、平成17年7月8日付け青森県告示第573号により指定された指定地方公共機関として、国民保護法第36条第2項に定める業務計画を作成し、国民保護のための措置を円滑かつ適切に実施することを目的とする。

### (実施の基本方針)

第2条 本会は、本計画の実施にあたり、国、県、その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、青森県内の郡市医師会及び弘前大学医師会（以下「各郡市医師会」という。）と一体となって、医療を確保するために必要な措置等を講ずる。

2 本会が講ずる措置等は、被害状況及び本会が有する能力などについて総合的に判断することによって定まり、その実施期間は概ね被災者の医療に関する緊急的な要望が満たされ、自立の見通しが立つまでの間とする。

### (武力攻撃事態等に対する業務計画の作成)

第3条 青森県医師会会長（以下「会長」という。）は、武力攻撃事態等に対し医療を確保するために必要な措置等を講ずるため、青森県国民保護計画に基づき業務計画を作成する。

### (計画の修正)

第4条 本計画を効果的に推進できるよう、今後の状況変化に従い適時この計画の内容に検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

### (計画における措置の内容)

第5条 本会は、武力攻撃事態等に対処するため、次の措置を実施する。

- 一 武力攻撃事態等に対する体制の整備
- 二 武力攻撃災害における医療の提供
- 三 情報の収集・提供及び広報活動
- 四 緊急処理事態に対応するための措置
- 五 その他国民保護のために必要な措置

(安全の確保)

第6条 会長は、青森県及び関係機関と連携しつつ、国民保護措置に従事する役・職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(武力攻撃事態等における意識の啓発)

第7条 会長は、役員及び会員並びに職員に対し、武力攻撃事態等に関する意識の啓発を行うものとする。

(武力攻撃事態等における調査及び研究)

第8条 会長は、武力攻撃事態等における医療活動等が円滑に実施できるよう、必要な調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

(武力攻撃事態等における財政上の措置)

第9条 武力攻撃事態等における医療活動等に要する費用は、原則として国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を青森県へ請求する。

(本会における連絡体制等の整備)

第10条 会長は、本会と関係機関、各郡市医師会との連絡体制等について整備に努めるものとする。連絡の手段については青森県国民保護計画で定める方法に従うものとする。

(職員の招集)

第11条 会長は、職員の招集について、緊急連絡網の作成等により職員の確保及び情報収集、伝達手段の確保に努めるものとする。

(平時における関係機関との連絡、協力体制の整備)

第12条 会長は、武力攻撃事態等によって重症患者が多数発生した場合及び医療機関が被害を受けた場合に備え、平時から関係機関及び各郡市医師会との間において情報連絡や協力体制の整備に努めるものとする。

(非常事態等警戒時における初動措置)

第13条 会長は、武力攻撃事態等に至るおそれがある場合又は青森県国民保護対策本部が設置された場合には、職員を招集し情報の収集にあたりるとともに、必要と認められる場合には、各郡市医師会に協力を要請するものとする。

(国会国民保護対策本部の設置)

第14条 会長が、必要があると認める場合には、本会に国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、武力攻撃事態等に対し医療を確保するために必要な措置を講ずる。また、対策本部は次の業務を行うものとする。

- 一 被害状況の情報収集に関すること
- 二 医療の提供に関すること
- 三 医療情報の収集と提供に関すること
- 四 関係機関及び各郡市医師会との連携調整に関すること
- 五 その他、武力攻撃事態等における医療活動に関し必要とされる業務

2 対策本部の事務局は、本会事務局内に置く。

(職務代理)

第15条 会長に事故のあるときには、あらかじめ定める順序に従い副会長が職務を代行する。

(国民保護業務計画のための措置に関する会員及び職員への研修・訓練等)

第16条 会長は、武力攻撃事態等における医療活動に関する研修会に会員及び職員を派遣し、武力攻撃事態等における医療活動に必要な知識、技術の習得を図るよう努めるものとする。

- 2 会長は、武力攻撃事態等を念頭において、地方公共団体の国民保護措置についての訓練や、関係機関による合同訓練へ会員及び職員を派遣するように努める。

(緊急対処保護措置の実施等)

第17条 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画の定めに準じて適宜に行うこととする。